

ウェルおおさか

大阪の福祉を知るみんなの情報誌

vol.105 2016.12 隔月発行（偶数月1日）

特集

「障害者差別解消法」をきっかけに 私たちになにができるか考えよう

- 講座案内
- 福祉の歴史散歩：大阪府知事・林市藏の2年2ヶ月
—大阪府方面委員制度創設をめぐる②—
- 図書・資料閲覧室からのお知らせ



「障害者差別解消法」をきっかけに 私たちになにができるか考えよう

障がいのある人も、ない人も「ともに生きる社会」をつくることを目的として、2016年4月から施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という)。この法律をもとに「差別とは何か」、「障がいのある人にどう対応したらいいのか」を、障がいのある人だけでなくさまざまな人が地域で自分らしく暮らすために私たちに何ができるかについて、あらためて考えます。

教育、医療、福祉、公共交通、雇用など 障がい者の自立と社会参加に関する あらゆる分野を対象にしています

日本人の6%が何らかの障がいを有しているといわれています。

概数を見ると、身体障がい者366万3千人、知的障がい者54万7千人、精神障がい者323万3千人となっています。これを人口千人あたりの人数で見ると、身体障がい者は29人、知的障がい者は4

人、精神障がい者は25人となります。
(「障害者白書 平成24年版」より)

2016年4月に施行された「障害者差別解消法」では、対象となる「障がい」の範囲を障がい者手帳の所持者に限りません。つまり、この法律は障がい者手帳を所持している人のためのものでもなければ、「障がいのある人」を特別扱いするものでもなく、障がいによる生活のしづらさがある人に対して、みんなで配慮しあえる社会を創っていくため

の法律といえます。

「不当な差別的取扱い」とは

この法律では、役所と事業者(会社、店舗など)を対象に「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止しています(※事業者の場合、合理的配慮は努力義務)。

「不当な差別的取扱い」とは、「障がいがある」という理由だけでサービスの拒否や制限、条件が付けられ、障がいのな

■合理的配慮の対応例

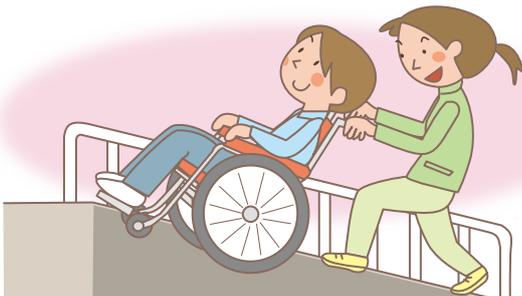
- 視覚障がい者には書類を読み上げる



- 筆談などでコミュニケーションを図る



- 車いすが通れるように階段にスロープをつける



- 知的障がい者や自閉症の人用に写真など視覚的に理解できるものを用意する



具体的な対応例は内閣府がホームページに公開しています。

- 合理的配慮等具体的データ集 「合理的配慮サーチ」 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>



いと違う扱いを受けることをいいます。たとえば、障がいを理由に、入店を断られた、普通学級を希望しているのに特別支援学級にいれた、本人の意向も聞かず「この程度の仕事しか無理だろう」と決めつけられたなど様々です。

「合理的配慮の提供」とは

次に「合理的配慮をしないこと」の合理的配慮とは、障がいのある人が困っているときに、障がいに合った必要な工夫ややり方を行うことです。配慮する側・配慮される側が対等の関係を築くことができるよう、負担をかけすぎない範囲内での調整を行うため「合理的」という言葉が使われています。

気をつけたいのは、合理的配慮は、その人によって求める配慮が異なることです。たとえば、聴覚障がい者ならだれでも、手話を知っているわけではありません。後天的な障がいの場合、手話の習得自体が難しい人もいます。こうした障がいの状態に加えて、その人の生活習慣や環境、価値観によっても必要なもの、求めるものが違ってきます。

最も重要なのは コミュニケーションを深めること

障がい者が100人いれば100人の困りごとがあります。そんななか、「どこまで」「どんな」配慮ができるかは難しい問題です。しかし、障がいがあってもなくても、同じ人間としてお互いに助け合う精神をベースに「やれることはやってみる」という姿勢を大切にしたいものです。

まず、その人が何を求めているかをしっかりと把握し、こちらは何を提供できるのかを考えて提案してみましょう。すぐに対応できない場合は、代替手段がないか検討し、それでも対応できない場合は、できない理由を相手にわかるように説明することが求められます。

この法律の要は、この合理的配慮をめぐって、双方のコミュニケーションが深まり、法律の趣旨でもある「建設的対話による相互理解」へとつながっていくところにあります。

正しく知ろうとする姿勢が大切

現在、医学の進歩を背景に、障がいが多様化し、見えにくくなっています。そのうちの一部は、これまでの私たちの見識だけでは、理解できないものがあるかもしれません。

そのとき、「わからないから」と無関心になったり、自分だけの知識や基準、価値観をもとに相手の求めるものを勝手に判断したりすれば、新たな差別をつくります。



まずは、知識はなくても、障がいについて「正しく知ろう」とする思いがあれば大丈夫です。障がい者の立場を想像しながら、少しずつ配慮を重ねていけば、社会は変わります。障がい者への配慮や心づかいがある社会に変わることは、実は誰にとっても住みやすい社会へ近づくことなのです。

大阪市ではどんな取り組みをしているの？

事業者等による障がいを理由とする不当な差別的取扱いの相談窓口を58か所設置しました。また、大阪市職員が障がいのある人への差別の解消に率先して取り組みを実践できるよう「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、市職員としての責務をはっきりさせました。

さらに、市職員の研修や事業者・市民に対して法制度等の啓発を行うなど、差別解消の推進に取り組んでいます。

〈大阪市内の相談窓口〉

各区役所、各区障がい者相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）及び大阪市人権啓発・相談センター

詳しくは大阪市ホームページ

大阪市 差別解消法

検索



「障害者週間」の期間は、毎年12月3日～9日までの1週間です。「障害者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

大阪市社会福祉協議会が毎月発行している「大阪の社会福祉」12月号でも障がい者の尊厳について考える特集をしています。是非ご覧ください。

http://www.osaka-sishakyo.jp/osaka_syakaifukusi/



【障害の「がい」の字の表記について】大阪市では原則としてひらがなで表記していますが、法律名称などの固有名詞や引用文書などについては漢字で表記しています。

障がいひとくりにするのではなく、その人の個性をみてほしい

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会 理事長 小泉 いと子さん

生きる価値の大切さ

今年7月に相模原市の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」で19人の死亡者、27人の負傷者を出す殺傷事件が発生しました。容疑者が重度障がい者の安楽死を容認する考えを持っていたことは、多くの障がい者や家族、福祉関係者にショックを与え、不安に陥れました。

事件について、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会・理事長である小泉いとさんは、次のように話します。

「抵抗することが困難な、重度の障がいのある人を標的とした残忍な犯行であり、到底許すことはできません。容疑者は『障がい者は生きる価値がない』というような障がいのある人の生命と尊厳を否定するような言動を繰り返していました。残念ながら、社会の中にも障がいのある人をひとくりにして、不幸だと決めつける認識は、根強く存在しています。一人ひとりの存在に目を向け、その生命や尊厳を守る社会のため、育成会では、より一層の力で

障がい者理解を広げていかなければなりません」

障がいがあっても充実した人生をおくっていることを発信したい

障がい者に対する世間の無関心がクローズアップされたともいえる今回の事件について、小泉さんは、「かわいそう」に代表されるようなステレオタイプの障がい者像が出来上がっていることが、無関心の原因ではないかと考えています。

「リオのパラリンピックでは、自閉症のある津川拓也選手が競泳で銅メダルを獲得し、私たちは大いに励まされました。津川さんのように障がいがあっても、夢をかなえ、充実した人生をおくっている人がいることを発信したい。そうすれば、世間一般の人たちにも関心を持っていただけるはず。オリンピック選手でなくても、その人なりの人生を精一杯楽しんでいることを伝えられたらと思います」

育成会では、地域生活支援や就労支援の一方で、豊かな感動を生む芸術や

スポーツへの支援にも力を入れてきました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を盛り上げるための活動も全国組織のなかで進めていく予定です。「障がいのある人たちが、積極的に外に出ることも発信のひとつ。出会った人が『こんな子がいるん



やなあ』と障がいだけでなく、その人の個性をみてくれたら、そのことが障がい者理解につながると思います」

子どもの頃から「福祉とは何か」を教える

障がいの有無で特別視されることなく、それぞれの個性を尊重しながら、ともに生きていく社会をつくるために欠かせないのが、「福祉教育」だと小泉さん。「私自身、わが子に重度の障がいがあるとわかったときは、正直、受け入れられませんでした。障がい者への差別や偏見も、障がいに対する知識・理解がないことから生まれるものです。障がい者とかかわったことがない人に対して、『理解をして』といっても難しいのは当然です」

差別とは、自分が理解できないものを排除することともいえます。だからこそ、子どもの時から、福祉とは何かを学んでもらおうとする取り組み「福祉教育」が大切だといえます。

「これからの社会をつくっていくのは、子どもたち。その子どもたちが福祉教育を通じて、世の中にはいろんな人がいること、みんなが幸せに暮らすことは何かを学び、人を思いやる心や助け合いの精神を身につけていけば、社会はもっと生きやすくなるはず」



▲生活介護事業所ハーモニー（東成区）の作業風景
「地域のみなさん、育成会のみなさん、保護者の方と共に、明るく楽しく元氣よく前進していきます」と小泉理事長

障がいがあってもなくても、その人の人生は、その人が主役

大阪府立大学 准教授 三田 優子先生

いやな気持ち…それが差別なのに

「障害者差別解消法」は2006年に国連採択された国際条約「障害者権利条約」を受けて誕生しました。障がいを理由に理不尽な対応をされた、チャンスが得られなかった、いじめられたなど、さまざまな差別を経験してきた当事者にとっては悲願の法律です。しかし、皮肉なことに肝心の当事者には、法律が届いておらず、まだ十分に活用できていないといえません。

知的障がいのある人から「差別って何?」と聞かれました。差別の意味について誰からも説明を受けていないのです。ある場面で「イヤなことをされた時どんな気持ちだった?」と聞くと「イヤな気持ち…のけものにされて悲しかった。なんで僕だけと思った」とこたえました。当事者には確かな実感はあるのです。しかし、その思いをどのように、誰に伝えていいのか悪いのかも、わかるように説明を受けていない中で、差別を訴えることは難しいのです。これこそ、『合理的配慮』が提供されていない実態と言えます。もちろん「合理的配慮」という言葉自体もきちんとわかるように説明できなくては法律の意味はないでしょう。

「しょうがない」に封印された差別

主に知的障がいのある人を対象とした差別解消法勉強会を、これまで6回連続で開きました。そこからわ

かるのは、いかに彼らが「がまん」を強いられてきたかということです。

「学校にきて勉強しても意味がない」「仕事なんかできるわけがない」と言われたことを思い出し、心の傷が爆発したのか、泣き出す人もいました。ある参加者は「しょうがないだろ。俺らは障がいがあるんだから文句いったら社会から追い出されるんだよ」といい、参加していた他の障がい者がその言葉にうなづいていました。法律ができて「差別されている」ことを訴えることができるのに、「しょうがない」と飲み込むしかない当事者。周囲から「あきらめよう」「わがままだよ」「夢をみちゃダメ」といい続けられてきたことに原因があると考えられます。障がい者にどう対応するか以前に、彼らの心の声に耳を傾ける必要があります。

聞く→動く→折り合う

「合理的配慮」とは、障がいのある、その人に合った必要な工夫のことです。そのためには、障がい者に「何に困っているかを聞く」ことが第一歩です。「どんな時に、どんな思いがした?どうしたらいい?」と丁寧に尋ね、耳を傾けることが重要です。本当に困っていることを実は私たちは知らないでいるのです。

次に「動く」。問題の現場があれば見に行きます。そして、どこまで工夫できるか考える。たとえば、学校の場合「車いすだから、古い校舎にもエレベータをつけて」といわれてもすぐには難しいでしょう。しかし、「その人が受ける授業をすべて1階の教

室で行うこと」なら、何とかなるかもしれません。努力と工夫をして初めて「ここまではできるが、ここからは今はできない」という折り合い点に到達できます。

他人がよかれと思ってその人の気持ちを決めつけない

「〇〇ちゃんはこういう子なのよ、10年のつきあいがあるからわかるのよ」と決めつけたり、「発達(障がい)ってそうでしょ!」と障がいの種別でひとくくりにしたりするのは、大学の教員も含め、いわゆる専門的な知識があると思われるゆえの落とし穴だと思います。福祉や医療などの専門職は差別をしない、というわけではないのです。むしろ、近くにいる「わかっている」と思っている支援者が、「よかれと思って」無意識に差別的な言動をしている可能性があることを最後にお伝えしたいです。10年付き合っても全部理解しているわけではありません。10年経ってもなお、この人は自分に人として敬意を払っているかを障がい者はちゃんと見ているのです。

たとえ寝たきりであろうと、全面介助が必要であっても、意思表示がわかりにくくても、あなたの人生であなたが主役であるように、この法律が人権というものを問い直すきっかけになればと願っています。



講座案内

【市民向け講座】市内在住、在勤、在学の方

講座名	日時	受講決定	講師	内容	その他	
介護実習講座	入門コース	①土曜日クラス 1月14・21・28日 13:30～16:00 ②金曜日クラス 2月10・17・24日 10:00～12:30	開講日の約1週間前 に受講証をお送りし ます	専門学校講師、訪問指 導員など	介護を初めて行う方に、介護への認識・興 味を深めてもらうため、基本となる簡単な 介護を体験します	定員 各20人(先着順) 希望される方は、お 問い合わせください 受講料 500円(資料代、保険代)
	介護者のための調理 講座	2月16日(木)・ 18日(土) 2日間とも 13:00～16:00	開講日の約10日前 に受講証をお送りし ます	大阪市在住地域活動 栄養士の会大地の会	介護者のために短時間で、簡単にできる調 理法について調理実習します *会場は阿倍野区民センター	定員 各14人(抽選) 締切 2月2日 1テーマ 各800円 (材料代、資料代、保険代)

■社会福祉史の市民講座

<p>①障がい者支援の歴史的系譜とその役割～日本ライトハウスの創設と事業を中心に～ 日時/2月3日(金)10:30～12:00 講師/日本ライトハウス 常務理事 關 宏之 内容/創業者 岩橋武夫は、視覚障がい者の職業や福祉事業の変化や今後の展開を学ぶためアメリカへいき、点字図書館の充実、盲人用具の開発と配布など病める人々へ手をさしのべることを目標にしました。創業100周年に向けてこれからの事業や使命を学びます</p> <p>②大阪市早川福祉会館の歴史的系譜とその役割～早川福祉会館、早川徳次の思い 事業の第一の目的は、社会への奉仕～ 日時/2月3日(金)13:30～15:00 講師/日本ライトハウス 常務理事 關 宏之 内容/日本の実業家・発明家。総合家電メーカーシャープの創業者 故早川徳次氏の寄付金をもとに開設し、幅広く障がい者の自立と社会参加を支援し福祉の向上を図る事業を行っています</p> <p>③大阪市内におけるこどもホスピスのこれからの役割～これから歴史を作っていくTSURUMIこどもホスピスの設立と事業について～ 日時/2月17日(金)10:30～12:00 講師/TSURUMIこども ホスピス 内容/TSURUMIこどもホスピス現地で講座、見学。生命を脅かされる病気がある子どもの成長を支え、寄り添う事を目的とした、民間の慈善活動の事業や使命を学びます</p>	<p>①②定員を超過した場合のみ連絡します ③参加証を送付します 定員 ①②各20人(先着順) ③10人(先着順) 締切 1月20日 受講料 無料</p>
--	---

◆市民向け講座の申込み方法◆

ハガキ・FAX・メールに次の必要事項を記入して、お申し込みください。(当センターホームページや電話での申込みも受け付けます。)

(必要事項)①講座名 ②名前(ふりがな) ③郵便番号・住所 ④年齢 ⑤電話番号 ⑥大阪市在住でない場合は、勤務先または学校名と所在地
⑦介護実習講座申込みの方は、介護経験の有無(有の人は年数も記入)

【福祉従事者向け研修】

申し込み多数の場合は抽選です。締め切り後に、事業所あてに決定通知を送付します。

研修名	日時	受講対象者	講師	内容	その他
●メンタルヘルス研修 管理職員対象	1月17日(火) 13:30～16:30	大阪市内の福祉関係施設・事業所に勤務する方	ソフィアステージ 社労士事務所 代表 福西 綾美	1. ストレス対処法 2. ケースマネジメント ～不調者が出たときの対応～ 3. メンタルヘルスと衛生委員会 ～心の健康づくり～ 4. 職場復職支援のしくみづくり	定員 50人 締切 12月16日 受講料 1,500円
●組織運営・管理研修 ①「職場研修推進研修」 ②「OJT研修」 合同開催	①2月24日(金) 9:30～12:00 ②2月24日(金)・ 3月3日(金) 両日9:30～17:00		関西福祉科学大学 教授 津田 耕一	半日で学ぶ職場研修推進コースと、2日間 にわたりOJTの重要性と推進体制を理解 し、効果的な指導方法を習得するコースの 2つを開催します	定員 ①30人②45人 締切 1月20日 受講料 ①1,500円 ②6,000円

新規

福祉人材
確保支援
研修

福祉への就職を希望する人材に対して、効果的な求人情報の提供や発信の方法について学びます

求人・広報力の向上研修

2月2日(木) 10:00～12:00

新たに入職したスタッフがスムーズに業務につき、サービス提供できるよう、職場としての支援策を学びます

福祉人材受入・定着支援研修

2月2日(木) 13:30～15:30

講師/前田 崇博 大阪城南女子短期大学 人間福祉学科教授

対象者/大阪市内の福祉関係施設・事業所に勤務する方 定員/各30人(先着順)

*受講証はお送りしませんので、申し込まれた方は、受付時間(研修開始の30分前)に直接会場へお越しください。ただし、定員を超過しご参加いただけない場合のみご連絡いたします。

受講料/無料 申込締切/1月27日(金)

◆福祉従事者向け研修の申込み方法◆当センターのホームページから申込み、申込用紙をダウンロードしてFAXでお申込みください。

上記の申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター 〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

☎06-4392-8201 ☎06-4392-8272

🌐http://www.wel-osaka.jp

✉kensyu@shakyo-osaka.jp

やさしい介護フェアを 開催しました

大阪市社会福祉研修・情報センターで、11月6日に「介護の日(11月11日)」の啓発イベント「やさしい介護フェア」を開催しました。

11月11日がなぜ介護の日なのかご存知ですか？

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、「いい日、いい日」にかけ、覚えやすく、親しみやすい語呂合わせなんです。

イベントは、認知症介護講演会や落語、家庭での介護のコツを学べる体験教室、体験型のワークショップ、そしてリサイクルブックや福祉事業所による自主製品等の販売、福祉機器・介護食の展示など多数あり朝から多くの来場者がありました！

午前中の認知症介護講演会は、120人以上の参加があり、弘済院附属病院認知症疾患医療センター医師の金本先生から、認知症の症状やその原因と理解についてくわしく講演いただきましたととても好評でした。

特設ステージでは、上方落語家の桂一蝶さんから落語をとおして福祉の仕事の楽しさを知るお話があり、来場者からの



笑い拍手がセンターに響いていました。また、大阪市介護家族の会連絡会による介護者からのミニ講演会やメッセージコーナー、ボランティアによるバルーンアートなど子どもから大人まで楽しんでいました。

この日の参加者は延べ600人以上あり、多くの方に介護について理解と認識を深める「介護の日」のイベントとなりました。ご来場の皆様ありがとうございました。

福祉介護サービスは、最も人材確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野であり、福祉・介護サービスの仕事が、働きがいのある職業として社会的に認知され、多くの方々から魅力ある職業として選択されるよう、これからも当センターは、関係する事業者や市民の皆様とともに介護の意義や重要性について周知・啓発活動を行っていきたくと考えています。

第56回 大阪市立弘済院附属病院 市民公開講座

日 時 / 1月19日(木) 14:00~15:00

場 所 / 大阪市立弘済院寿楽館
〒565-0874 吹田市古江台6-2-1
(阪急千里線・大阪モノレール 山田駅より徒歩7分)

内 容 / 医療・福祉に関する講演会
演 題 / 「手術で治る認知症があります」

講 師 / 大阪市立大学大学院医学研究科
脳神経外科学教授 大畑 建治

そ の 他 / 13:30 開場
看護・介護・栄養等の相談・展示コーナー併設

定 員 / 90名(先着順) **受 講 料** / 無料

締 切 / 1月17日(火)必着

申込方法 / 電話・ファックス・メール・はがき・窓口
「公開講座参加希望」、代表者氏名(ふりがな)・住所・電話番号、参加希望人数を記載してください。
※定員を超えた場合にのみご連絡します。

問合せ先 / 大阪市立弘済院管理課(担当:曾谷・北村)
☎06-6871-8013 ☎06-4863-5351

✉kousaiin-kouza@city.osaka.lg.jp
月~金(祝日を除く)午前9時~午後5時30分

〔大阪市高齢者相談支援サポート事業〕認知症を理解するための研修会

「レビー小体型認知症とは?—症状の特徴と映像から考える—」

無料

内 容 / 第1部 講義「レビー小体型認知症とは?—症状と診断、治療について—」

講師:弘済院附属病院 副病院長 中西 亜紀氏

第2部 実践事例と演習 「映像からレビー小体型認知症の人の支援を考える~本人を知り、病気を知る~」

座長:弘済院附属病院 副病院長 中西 亜紀氏

事例紹介 このの神経内科・脳神経外科クリニック院長 紺野 敏昭氏

映像紹介 NHKエンタープライズ 横川 清司氏

全体コーディネーター: NPO法人認知症の人とみんなのサポートセンター代表 沖田 裕子氏

日 時 / 12月24日(土) 13:30~16:00 **会 場** / 大阪市社会福祉研修・情報センター5階 大会議室 **定 員** / 100名

申 込 / 12月17日(土)までに名前、所属や職種、電話番号を記入のうえFAX・郵送にてお申込みください。
※参加証はお送りしませんので、当日直接お越しください。定員を超えて参加できない場合のみご連絡します。

問 合 せ / 〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター3階 高齢者相談支援サポート事業
☎06-4392-8188 ☎06-4392-8185

大阪府知事・林市藏の2年2ヶ月 -大阪府方面委員制度創設をめぐる②-

神戸女子大学 教授 **小笠原 慶彰** 本稿は三話完結の第二話です。



当時の内務省には、感化救済事業行政の推進者、井上友一やその後社会事業行政を担った由子一民がいました。さらに言えば囑託生江孝之も重要な役割を果たしています。林が彼ら以上の先見性を保持して「部」の設置に固執したとは考えられません。現実事態が推移する状況を見ると、府救済課は、その職員が多くが警察部・内務部との兼任から出発しています。

大阪では、すでに救済事業に関する監督指導の機関、つまり小川滋次郎が大久保知事時代から感化救済事業の「指導監督」をしていました。小野修三は林の態度について「小川抜きには営まれるはずのない大阪府の社会行政である以上、府会において敢えて小川を無視する姿勢には、何か強い意思表示を感じざるを得ない」とする見方をしています。林自身は、「大阪を以て斯事（*救済事業のこと）に対する自然の研究所と称するも、誰か又之を誇張なりとせん」と言っています。ここで注目すべきは、大阪を「自然の研究所」だとしている点です。たとえばその後、林は1918（大正7）年10月に開会された臨時大阪府会で大正7年度大阪府連帯歳入歳出追加予算書について「救済事業に就きまして、相当の吏員（*職員）を御要求致して置きました」と説明しています。6月に動き出した救済課の吏員に関する予算をもう10月の臨時府会で要求しているのです。米騒動を経た結果として、一刻も早い救済課の充実に焦っていたのでしょう。つまり、米騒動以前から大阪を「自然の研究所」と考えていた内務省が、騒動後により早急な研究成果を求めたのではないのでしょうか。その結果、壮大な社会的実験を開始したということかもわかりません。そして方面委員規程もまたその同じ10月に制定されているのです。

林は、米騒動直後の9月に「大阪に於ける騒擾は8月13日深夜を以て其最高潮に達せしものと見るべきか。（中略）弱者を扶け、貧しきを憫れみ、人生の下層に沈淪せんとするものを励まし、其心

身の向上を指導せんとする救済事業の如き、真に必要な道徳的生活の最たるものとなすべし」とする論考を書いています。今必要なのは道徳的生活であり、救済事業はその最たるものとする宣言です。そしてその直後、10月5日に「大阪府方面委員規程」が制定されました。それは、林によれば「此の救済事業に關係する方面委員の規程と云うものを先般府の救済課に於て研究致しました。それは専ら小河博士が担当されまして、此の規程を成案致しましたのであります」と説明されるものでした。そして小河もまた「今次大阪に於て府知事林市藏氏の立案の下に初めて実施を見るに至った方面委員なるものは、我が社会政策の上に最も重大の關係を有する所の新施設」であるとしています。ただ大阪府方面委員制度創設をめぐる林と小河をめぐる関係については、好意的な協働関係であったのではなく、確執があったという小野修三の以下のような指摘があります。

小河は、前知事大久保利武の時代に招聘され、「救済事業研究会」の活動を通して、既に以前から岡山県の済世顧問制度にも倣った「救済委員」制度を考えていました。しかし林は、救済委員制度を無視し、小河をして方面委員制度を考案させました。時あたかも米騒動の収拾とその後の対策を要求されていたのですが、小河と林の救済事業に対する考え方は隔たっていたのです。小河の位置づけも、大久保知事時代は、救済事業指導監督、林知事時代は、救済課事務囑託であり、待遇も異なっていました。給与面からだけであれば、林は小河を自分以上の高給で遇したのですが、それは、小河の技量に対してのものであり、思想に対してのものではなかったというのです。事実経過からすれば、小河がインシニアチブを取ったとされてもよさそうな制度の創設について、林の役割も重要視される理由は、このような理由かもしれません。実際に創設秘話とされる「夕刊売り母子のエピソード」（*林知事が夕刊を売って日銭を稼いでいる貧しい母子を目

撃したことが方面委員制度の端緒とされる挿話）に示されているように、林の発想から始まったということになっています。つまり、当然のことながら内務官吏としての林は、方面委員制度をあくまでも内務省の意向に沿った形で推進しようとしており、それこそが小河の思想とは異なっていたということではないでしょうか。ただここで注目したいのは、「自然の研究所」で実際に両者のどちらが実験を試み、その結果どちらの考えが定着したのだろうかということです。

当初の3ヶ月ほどは、小河は精力的に行動しました。ところが小河は、制度が漸く動き出した翌年2月下旬より10ヶ月近く病氣療養せざるを得ない状態となります。その間の状況を、多少読みにくいですが、『救済研究』誌の記録によって辿ってみます。

- 2月 20日帰阪ありしが風邪の気味あり、目下引籠療養中なれども、遠からず快癒あるべき容態なり
- 3月 前号消息欄に報せしが如く、小河博士は（中略）其夜遂に全身の劇痛を感じ発熱あり。翌朝直に田結（*宗誠）済生会支部病院長の来診を受け、両3日旅館銀水樓に在りて静養せられしが、終に肋膜炎の兆候顕著なるものありしが為め、23日赤十字大阪支部病院に入院せられたり
- 5月 前号消息欄に報告せし如く本会副会長小河博士は、宿痼漸く癒るに至りしを以て、本月4日赤十字社大阪支部病院を退院し、即日自動車により兵庫県下武庫郡魚崎町明治橋畔岡島（*伊八）氏別邸の仮寓に入り、爾来同所に在りて静養せられつつあり（第三稿に続きます）

※この稿は2010年6月に大阪市社会福祉研修・情報センターで開催された「社会福祉史の市民講座」の聴き取り（資料の記述等は歴史的事実として当時の表現をそのまま使用しています）をもとにまとめたものです。またルビを振り、語句を補い説明を加えています（*印の部分）。詳細は、2013年2月に刊行された小笠原慶彰「林市藏の研究-方面委員制度との関わりを中心として」（関西学院大学出版会）に掲載されています。ご覧ください。

図書・資料閲覧室からのお知らせ

図書・資料閲覧室の活用法をご紹介します



ケアマネジャーの勉強がしたい!

ケアマネジャーを目指す方には、テキストや問題集を! 既にケアマネジャーとして活躍されている方は、専門書や雑誌「月刊ケアマネジャー」「達人ケアマネ」などを活用し、新しい知識を得られます!



「介護支援専門員基本テキスト」(全3巻)



雑誌「月刊ケアマネジャー」



地域で生涯学習会をひらきたい!

「認知症ケア」「介護技術の基本」「手話」「発達障がい」などのDVDを地域の生涯学習会やボランティア講座で活用し、知識を深めてもらえます!



DVD「ユマニチュード 優しさを伝えるケア技術」



DVD「初級手話講座 手話でつなごう心と心」



老人会のみんで体操したい!

「健康体操」や「百歳体操」のDVDをみんなで見て、楽しく介護予防ができます!



DVD「いきいき百歳体操 (にしなりver.)」



DVD「R70ごぼう先生の健康体操」



冬は寒いし、家でゆっくり、家族と映画を見たい!

家族愛や、人と人とのつながり、さまざまな幸福のかたちを描いた洋画・邦画・ドキュメンタリーのDVDがたくさんあります!



DVD「ペコロスの母に会いに行く」



DVD「うまれる」



★図書・資料閲覧室臨時休室のお知らせ★

図書・資料閲覧室は、書籍・資料などの整理・点検のため、1月4日(水)～6日(金)まで臨時休室いたします。ご利用の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
※臨時休室の期間、返却は1階事務所で朝9時～夜9時まで受け付けております。

- 大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書・DVD・ビデオなどを、無料で貸出しております。(認知症、介護技術、手話のDVDや、福祉の関心の雑誌などが充実しています。)

開室時間：月曜日～土曜日 午前9時30分～午後5時

休室日：日曜日・祝日(土曜日は除く)・年末年始 ☎06-4392-8233





一生に一度は受けよう! 肝炎ウイルス検査

肝臓がんの原因の約90%は、B型およびC型肝炎ウイルスの感染です。肝炎ウイルスに感染しても、多くは自覚症状がありません。そのため、感染に気づいていない人もいて、知らない間に慢性肝炎や肝硬変、肝臓がんになっていることがあります。肝炎の治療は技術の進歩により、病気の進行を遅らせたり、治したりすることができるようになってきました。

➔まずは、肝炎ウイルス検査を受けてみましょう!

〈肝炎ウイルス検査を受けるには?〉

対象者 / 当該年度において40歳以上の市民で過去に肝炎ウイルス検査を受診したことのない方

料金 / 1,000円 ※医療証等の提示、証明書の提示により免除となります

検査方法 / 血液検査

実施方法 / 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・生活保護受給者に対する健康診査と同時実施

実施場所 / 取扱医療機関および各区保健福祉センター等(医療機関については事前に確認要)

※過去に肝炎検査を受けた事がある方は、何度も受ける必要はありません。

※感染不安がある方に対しては、区保健福祉センターでも予約制で検査を実施しています。(無料)

大阪市では適切な治療を受けることができるように、検査を受けられた方へは「肝炎フォローアップ事業」を実施しています。

〈お問い合わせ〉お住まいの区の保健福祉センターまで

あなたの骨は大丈夫?~骨粗しょう症検診を受けましょう~

年齢とともに骨の中のカルシウムが次第に減少し、骨がスカスカになり、もろくなります。60歳を過ぎれば女性の3人に1人は骨粗しょう症と言われています。骨粗しょう症になると骨折する可能性が高くなり、骨折は寝たきりの原因になってしまふことがあります。骨粗しょう症を早くに見つけ、必要に応じて治療を行うことで、骨折を防ぐことが大切です!

対象者 / 当該年度において18歳以上の市民 **料金** / 無料

実施場所 / 各区保健福祉センター

※要予約 ※骨粗しょう症で通院中の方は検査を受ける事ができません。

〈お問い合わせ〉お住まいの区の保健福祉センターまで

その他にも検診を実施しています!

- がん検診 / 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
- 歯周病検診

〈お問い合わせ〉大阪市健康局健康づくり課(成人保健) ☎06-6208-9943

今月の 自助具 持ちやすく、食べやすいスプーン(市販品)

資料提供 HUMAN 岡田 英志さん

主な適応疾患・対象者 ▶ 握力の弱い方、変形や痛みのある方、手首が曲げられない方

機能・特徴 ▶

- グリップ部は形が自由に変えられるので、2本のグリップを一度に握ったり①グリップの間に手を挟み込んだり②グリップで手を巻き込むようにする③いろいろな持ち方ができる。
- ネック部は、口に届きやすい角度に曲げることができる。

使い方 ▶

- グリップ部を湯につけ、柔らかくなったら手に合わせた形状に曲げる。握りやすい形状になったら水につけ、固めてから使用する。
- 手首が曲げられない方は、ネック部を食べやすい角度に曲げて使用する。



【販売先】株式会社青芳製作所

【商品名】ウィル・ファイブ スプーン/WILL 5 SPOON(L)

【公式サイト】http://www.aoyoshi.co.jp

問合せ ▶ 大肢協ボランティアグループ・自助具の部屋
☎06-6940-4189 (月・水・金 10:00~15:00)

健康生活 応援グッズ

安全で快適な外出を

車いす

介助者も 操作しやすいことを考えた 多機能モデル



●ウェイビットプラスシリーズ

力の弱い方でも利用しやすいように、手全体を使って操作するレバーに変更。また波状になった曲線フレームで身体にフィット。クッションを敷いたり張り調整をしなくても乗り心地良好です。

肘掛・座面・フットサポート 調整機能で姿勢をサポートする



●ネクストコア・アジャスト

身長や使い方に合わせて「肘掛」「座面」「フットサポート」の調整が可能。車いすでの生活改善をサポートする「座位の安定」を最優先に考えた軽量・セミモジュール車いすです。

常識を変える 新発想の車いす



●転ばないイス

転倒事故を防止するために、立ち上がると自動でブレーキがかかるセーフティブレーキと、立ち上がるとフットサポートが自動で下がるセーフティフットサポートという機能が搭載された画期的な車いすです。

問合せ

公益社団法人関西シルバーサービス協会 事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-14

大阪社会福祉指導センター内

☎06-6762-7895 FAX06-6762-7894

http://kansil.jp

平成29年度 介護職員実務者研修通信課程 受講者を募集します!

介護福祉士資格の取得にあたり、平成29年1月の国家試験より3年の実務経験に加え、実務者研修の受講が必須となります。実務者研修は介護職員個人の専門性を高めるとともに、介護福祉士資格取得者が増えれば、報酬加算で評価され、事業所の経営面にも寄与します。

大阪市社会福祉協議会では、全国社会福祉協議会 中央福祉学院が実施する介護職員実務者研修通信課程のスクーリングを担当します。

自宅での通信学習+大阪市内で面接授業が受講できます。通信学習で働きながらの資格取得を応援します!

お持ちの資格によって、受講料が異なります。

保有資格	受講料(テキスト代込/税込)	
資格なし	145,000円	
介護職員初任者研修	130,000円	
訪問介護員養成研修 (ホームヘルパー)	1級	90,000円
	2級	130,000円
	3級	145,000円
介護職員基礎研修	70,000円	
認知症介護実践者研修	145,000円	
喀痰吸引等研修	130,000円	

受講期間 / 4月1日～12月31日
(9か月間)

定員 / 24人(先着順)

学習内容 /

◎中央福祉学院の行う通信学習による課題作成

◎大阪市社会福祉協議会の行う演習(医療的ケア演習)と面接授業(介護過程Ⅲ)

※保有資格によって受講科目数が異なります

申込期限 /

受講資料請求締切…1月20日(金)

受講申込締切…1月31日(火)

申込方法 / FAX・電話・メールにて送付

先住所・名前・送付希望部数を連絡いただき、受講案内資料を取り寄せてください。

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会(大阪市社会福祉研修・情報センター)
☎06-4392-8201 ☎06-4392-8272 ✉kensyu@shakyo-osaka.jp
🌐http://www.wel-osaka.jp(大阪市社会福祉研修・情報センター)

問合せ・申込み先

カタチにするプロ

パンフレットやカタログなど、作りたいものがカタチにならず困っていませんか? 当社なら企画から取材・撮影(ドローンによる空撮も)・デザイン・印刷・納品にいたるまで、各専門スタッフが、お客様のイメージをトータルでカタチにします。

※詳しくは下記までご連絡ください。

TOTAL CREATION
AD.EMON
株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F
TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com
<http://www.ad-emon.com>

[広告]

福祉職員のためのメンタルヘルス相談

毎週土曜日と、毎月第1・3水曜日に開設しています。

疲れやすい、やる気がでない、眠れない、対人関係がうまくいかない…など福祉の仕事に携わる方のストレスから生じるさまざまな問題の相談に応じます。

まずはご予約ください

電話または来所によるカウンセリングを行います。

☎06-4392-8639

✉kensyu@shakyo-osaka.jp

カウンセリングの流れ

▼まずはご予約

- お電話、メールからご予約いただけます。

TEL ☎ 平日の9:30～16:30
or E-mail ✉ 24時間

▼カウンセリング

- 困っていること、相談したいことについて電話や来所で話し合い。

▼継続

- アセスメント、目標やカウンセリング方法について話し合い、ご提案。
- あなたの問題やニーズに応じたカウンセリング

▼終結

- 問題解決 ●情報提供 ●アドバイス

大阪市社会福祉研修・情報センターのご案内

開館時間 / 午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午前9時から午後5時まで)
図書・資料閲覧室は午前9時30分から午後5時まで(月～土曜日)
休館日 / 国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(12月29日～翌1月3日)

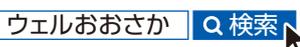
項目	直通電話番号	お問い合わせ時間
会議室など利用の問い合わせ	06-4392-8200	午前9時～午後9時(土・日曜日は午後5時まで) (会議室の申込・お支払いは午前9時30分～午後5時)
研修関係の問い合わせ	06-4392-8201	午前9時～午後5時
図書・資料閲覧室の問い合わせ	06-4392-8233	午前9時～午後5時

貸室ご利用の皆様へ

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、貸室ご利用の皆様により、計画的に便利にご利用いただくため、空室状況を公開し、FAXによる申し込みを受け付けています。

1 空室状況をホームページに掲載しています。

空室状況は、ホームページの「貸室のご案内」→「空室一覧」に、PDFで6か月分掲載。



2 利用申込の受付は6か月前からです。

利用日の6か月前から、電話や窓口で予約いただいたうえ、所定の用紙で申し込みください。

受付時間は午前9時30分から午後5時まで

☎06-4392-8200

●FAXによる申し込み手続きの手順

FAXによる申し込みは、ホームページの「貸室のご案内」→「FAXでのお申し込み」に、申込手順を掲載しています。

☎06-4392-8206

※FAXでの申し込み可能な期間は、利用日の6か月前の午前9時30分から利用日の3日前までです。

■会議室等の使用料

利用できる貸室および料金は、次のとおりです。ご予約は利用日の6か月前からです。

室区分	利用人員のめやす	時間区分	午前	午後	夜間	昼夜間
			9:30~12:30	13:00~17:00	18:00~21:00	9:30~21:00
4階	会議室	99	3,800	5,100	3,800	11,400
	会議室 東	45	1,900	2,600	1,900	5,800
	会議室 西	54	2,900	3,800	2,900	8,600
	介護実習室	36	5,700	7,600	5,700	17,100
	演習室	18	1,000	1,300	1,000	3,000
5階	大会議室	144	5,800	7,700	5,800	17,400

(単位:円)

交通 / ご来所には【市バス】【JR】【地下鉄】をご利用ください

●市バス

「長橋二丁目」バス停すぐ
52系統(なんば～あべの橋)

●JR大阪環状線・大和路線

「今宮」駅から徒歩約9分

●市営地下鉄・四つ橋線・御堂筋線

「花園町」駅(①・②出口)から徒歩約15分
「大國町」駅(⑤出口)から徒歩約15分

所在地 / 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号

設置主体 / 大阪市

運営主体 / (指定管理者)
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

電話 / ☎06-4392-8200(代表)

ファックス / ☎06-4392-8206

URL / <http://www.wel-osaka.jp/>

「ウェルおおさか」に広告を掲載しませんか

詳しくはお問合せください…▶大阪市社会福祉研修・情報センター
☎06-4392-8201 ☎06-4392-8272 ✉kensyu@shakyo-osaka.jp

Facebookもチェック



人権啓発キャッチコピー

【テーマ】いじめ問題

隠したい けどほんとは「誰か気づいて」

向井 悠さん(平成27年度「人権に関する作品募集事業」キャッチコピー-高校生の部 優秀賞)